

114
A 4248



第八十七號

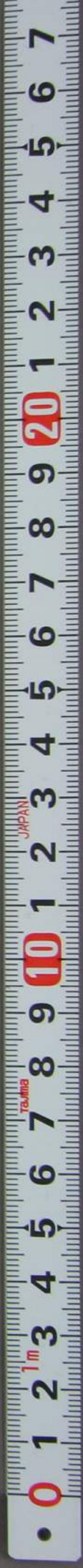
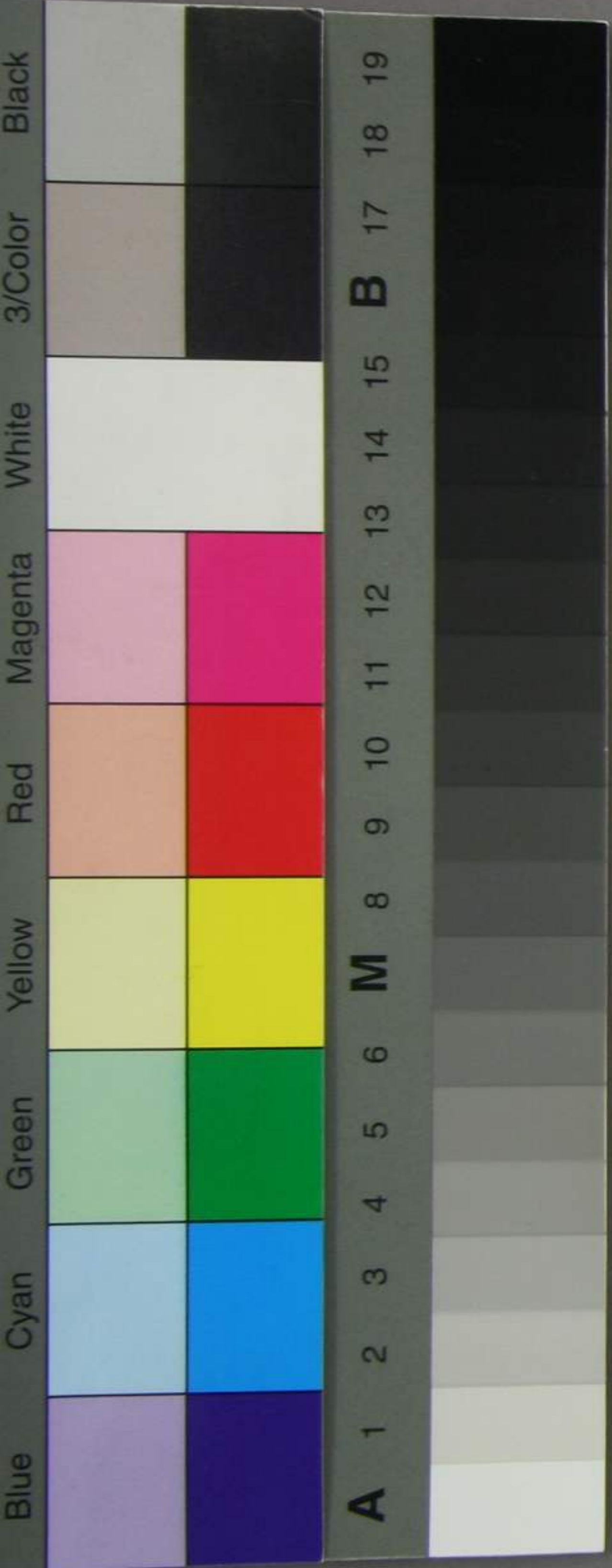
辨論

寫

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

夫を帝國日本の如く新子政體を一變し新子港を定て
海外と互市を通る可如き國に於て其要とする人民教
化の道は開き海外の侮謾を防ぎ國內人民の知識を完
き以て國家を泰ん安きと置くあり而て最初四五
年を於て教育に多く資銀を發給し其何の局其何の
道たるを問はず只勉て人民の知識廣張するを求む
べし而て其致たる一省一局の用ありて其省其局に於て
其専門の學を要する切ありて其省其局に於て
其教を以て他に之を設けざるを至當とす抑も其教

開卷



たる一派異にして他は學ぶべきの學課ありさる時其
局に於て之を保存する事最も緊要なり而て其一局
に於て教ふる所の學術たる其本局に於てかぬ他局に
於てハ其用其便故知らざる者とをハる、其局に於て
其學校を固持する事須要なる可し
政府廣く其國民を教育せんと欲せハ須く一局に任
學則を立て教官を擢み全民は有冬ある學問を教
へむ可し是も普通教育と唱ふる者より學問の奉送
たる然る共一術専門の學ありてハ國內全民の要す
る所を以て其局に於て教ゆべき者あり也

文部省ある者も普通の學問を教ふる所を別課に
業の教ふる至るハ其専門の學校を要す各國に於て學校
の種類三つあり曰く官學校曰く公學校曰く私學校之を
官學校の如きは生徒総て官費たり公學校も月謝あり
私學校もを惣て生徒より出銀す

一省の内分局猶あり其局長の爲す所一種別派の學
術よりて普通學の學ふ所非す故に公學校に於て教
所非す文明國と稱する各國におのこは等々察するを
海陸両省也亦工部土木乃省より其を學す

此等の省に於て學寮を設るも其專務の學術を

教一成業の後年期を立く其生徒を騰用するに須
要あるを以て是特其省に於て採用すべき人を得
るの美非を以て大學者を多く收納するに由とある
素不李

或は此制を以て人々自主自勉の權を障防するとい
ふの説あり其論曰く世人之を隨意に爲し已むる
爲すは任す時自勉の志と人々秀んとは此欲とを以て
能く博識多能の人を生ず一又曰く是物之に其
を其價貴し價尊んば人々専ら其深し勉む之を
一般の道理よりして事々物々各業各業皆然り此事は

於るも亦此理に基き政府より助力する事方く其学
業と拂する者なくんば人々自ら勉免以て其課り
達するの人を得一是を深して勉むす自ら學を修
助して學を修むるはあかろく之を成成るは自勉勸学
必至至当の人を得す

那勃列翁大帝戦争のち堪職の「インゼニール」者を得す依て
「エコール、ポリテクニク」諸術学校と改け其生徒たる成業の後
に佛軍に入りむるは定まるふ此方の勲績ありて始て
堪職の人を得たり此学校たる恒に陸軍總裁の管下
にありて生徒の入費総て其省より之を成助し學則なし

友友と稱むるは總裁の權あり則ち見るべし佛
國人民の教育と司るの局ありといへども亦別ニ此学
校あり

此ホリテクニウキ学校の外佛國內洪方ニ官費として
兵學と教ふる學校許多阿キ皆陸軍省の管轄
たり實ニ佛國の學制たる專務の學制と教ふる
政府の用ニ充ツべき為之として恒ニ友の費として
其教授の權を其學課の人と購用すべき局ニあり
佛國海軍省の如きは「パリス」「ブレスト」「ツウロン」三所ニ
大學校あり海上測量等の課を教ゆ此三學校於て

ハ教授食料衣服等皆友費として其本省の管轄たり
又農業貿易工業局も同様ニを以局ニ屬する學
校許多下り農業の官學校三つあり皆友費として
農業總裁之ニ代管して其他開墾畑作の學校
多くあり官費の者あり自費の者ありといへども皆
農業局總裁の指令する所也

此總裁多ク工部と並ぶを以て橋梁道路建築學校
を支配す此學校よりハ生徒衣服食料教授共
友費たり
め此く佛王に於てハ海陸農工各省の總裁ハ各其課

に属する学校を支配し文部省の總裁は一般人民教育の大小学校を限らず即ち巴黎の七学校各州の十
八校及びライオン等其の他諸術学校或は莫を支配
す

之を以て見ると佛國は文部省の支配する所は
全國人民の教育を指す学校のみならず又各省に
於て其生徒を教ふる其省の要する所の教めを明
判する他は勝たざるを以て之而て成業の後其生徒を
省に使役するにむしては法事全く支費を以て賄ふ者
有る

亞利加に於ては本政府華盛頓の政府より建てる官学校二あり

一ハ紐約州ウエストポイントの陸軍兵学寮之也一ハ

マレイラント西アナポリスの海軍兵学寮之也此兩学

寮に於てハ數百の生徒教授食料衣服とし西に支費

たり一ハ陸軍總裁一ハ海軍總裁之也此管轄する

海陸に於てロイテナント陸指回或ハミッドレフアメン海秘書士に欠負

らしハ此学寮の級旁人と以て充てしむ此学寮の生

徒を学制と以て其教授の法同一也

千八百六十二年中合衆國の議事院に於て考ふる農業

学校と取建てるに當り附して以て之を保護する

事と議定より今現の女学校三千ヶ所あり生徒
八月俸月謝と出する事あり女学校去其州に於て
任事所の「ホーランド」オスチーレ民の委任と受たるの管轄の
役所にして其少より女学校一般人民教
育学校を全し異なり者あり
此等の礦山女学校中魯國の礦山学校の如きは官
より生徒と人扱へ故に外従て官費を以て賄む
年限と定て其の礦山に依て後す

夫れ各省に於て其務とするは、学測の学校を須く其
省の官下とせし一夫成業の上を流しと役已に及
費を以て賄之る而して一般令國全民の爲に師を子

問ハ教部各省別課の用を呈らざるより前工揚る所の教
例を以て知るべし他此等の例多し故に擧ぐるに違
りなき

抑て欧亜あつては人民の教育最も盛にして國
民の知識学力他州に勝せり而して尚と支費を以
て政府の用を充つべき者と教育す然らば則ち日本
の如き此例に徴するに將たぬはなりき、
日本の文部省は方今に至りては普通道の教育に限る
而して純中文学にあり全く文学のみとして不可あり
案するに究理の如き、廣く之を以て教する事ありとせば教

もして實際に施すべきの深奥にまゝに然則文部
省においては實地に施すべきの学術を教ふるに施す
なり。一方今の擧げといつて見ると工学家、建築家、製
造家、或は器械家を取立つべき教の道一つも其設け
有る事なき

文部省の有様を以て要する所の学課を教ふるの道に
ばして却て他省の其士を教ふるに禁せんとす。自ら
ら教ふるにす。を已む許と文部省は他人の学校を建
ると停止せんとす。若し文部省の管に實際
に施すべき学術を教ふるに學校充備し諸設要用の

学術を教ふるを得るに於ては他と同様の学校を建るを
無益乃至失費として拒むるに理ありとせん。然るに
其現に開拓學校の少年の学少き学業は文部省に
於て之を教ふる能はず。而て其学業たる開拓使の
最も要する所也。北海道を完くし其業を為すの学
者なるものも然。而て之を得るや。海分各國の若
者に於て為るもの如く其士を教育するの外他あり
難し。此度の一案を考ふるに其事極甚。且一言以
て尽すべし。曠古に政府の一省あり其職たる一大部
の地味風土の考へ開るべし。以て國益を起すべ

あり而て之を我爲すや必其究理は長多る人を以て此を爲すのみ何彼を我爲すのみ何を以て考へ其説を採て以て之を實際に施すはあまき今日日本に於て此等を教ふる所あり然れども其省たる此等の學課を管下の者も教へ以て其省の利を計らざるべからず而て之を我爲すや政區兩省各省の轍を履ずんば何るべからず

然るも其論は或るの時因政府の他省より來て物に云ふとすするもの

といふも亦た此等の學を我爲すの用意ありといふも是下下の求むる如く此等の學を我廣く教ふる我の分を施すといふも此等を我を是下の之を我爲すは拒むる

議論は多岐あり辯ずるも各其の

只之を我爲す

